

平成 21 年第 3 回定例会

富良野市議会会議録（第 1 号）

平成 21 年 9 月 9 日（水曜日）

平成 21 年第 3 回定例会

富 良 野 市 議 会 会 議 録

平成 21 年 9 月 9 日（水曜日）午前 10 時 00 分開会

◎議事日程（第 1 号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指定
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 所管事項に関する委員会報告
 - 調査第 1 号 市民参加手続きについて
 - 調査第 2 号 児童福祉について
 - 調査第 3 号 農業担い手対策について
 - 都市事例調査
- 日程第 4 議会改革特別委員会報告
- 日程第 5 監査委員報告（例月出納検査結果報告平成 20 年度 5 月分、平成 21 年度 5 月～7 月分）
- 日程第 6 議案第 17 号 富良野市公平委員会委員の選任について
- 日程第 7 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 8 報告第 1 号 平成 20 年度健全化判断比率について
- 報告第 2 号 平成 20 年度資金不足比率について
- 日程第 9 報告第 3 号 株式会社富良野振興公社の経営状況について
- 報告第 4 号 株式会社ふらの農産公社の経営状況について
- 報告第 5 号 株式会社空知川ゴルフ公社の経営状況について
- 日程第 10 報告第 6 号 専決処分報告について
- 日程第 11 議案第 15 号 富良野市表彰条例に基づく表彰について
- 日程第 12 認定第 1 号 平成 20 年度富良野市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 2 号 平成 20 年度富良野市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 3 号 平成 20 年度富良野市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 4 号 平成 20 年度富良野市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 5 号 平成 20 年度富良野市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 6 号 平成 20 年度富良野市公設地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 7 号 平成 20 年度富良野市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 8 号 平成 20 年度富良野市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 9 号 平成 20 年度富良野市水道事業会計決算の認定について
- 認定第 10 号 平成 20 年度富良野市ワイン事業会計決算の認定について
- 日程第 13 議案第 1 号～第 14 号、第 16 号（提案説明）

◎出席議員（18 名）

議 長 18 番 北 猛 俊 君 副議長 17 番 日 里 雅 至 君

1番	佐々木 優 君	2番	宮 田 均 君
3番	広 瀬 寛 人 君	4番	大 栗 民 江 君
5番	千 葉 健 一 君	6番	今 利 一 君
7番	横 山 久 仁 雄 君	8番	岡 本 俊 君
9番	穴 戸 義 美 君	10番	大 橋 秀 行 君
11番	覚 幸 伸 夫 君	12番	天 日 公 子 君
13番	東 海 林 孝 司 君	14番	岡 野 孝 則 君
15番	菊 地 敏 紀 君	16番	東 海 林 剛 君

◎欠席議員 (0名)

◎説 明 員

市 長	能 登 芳 昭 君	副 市 長	石 井 隆 君
総 務 部 長	細 川 一 美 君	保 健 福 祉 部 長	高 野 知 一 君
経 済 部 長	石 田 博 君	建 設 水 道 部 長	岩 鼻 勉 君
看 護 専 門 学 校 長	登 尾 公 子 君	保 健 福 祉 部 参 事 監	中 田 芳 治 君
総 務 課 長	若 杉 勝 博 君	財 政 課 長	清 水 康 博 君
企 画 振 興 課 長	鎌 田 忠 男 君		
教 育 委 員 会 教 育 長	宇 佐 見 正 光 君	教 育 委 員 会 教 育 部 長	伊 藤 和 朗 君
農 業 委 員 会 会 長	東 谷 正 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	山 内 孝 夫 君
監 査 委 員	松 浦 惺 君	監 査 委 員 事 務 局 長	鈴 木 茂 喜 君
公 平 委 員 会 委 員 長	島 強 君	公 平 委 員 会 事 務 局 長	鈴 木 茂 喜 君
選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	藤 田 稔 君	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	古 東 英 彦 君

◎事 務 局 出 席 職 員

事 務 局 長	藤 原 良 一 君	書 記	日 向 稔 君
書 記	大 津 諭 君	書 記	澤 田 圭 一 君

午前10時00分 開会
(出席議員数18名)

開 会 宣 告

○議長(北猛俊君) これより、本日をもって招集されました平成21年第3回富良野市議会定例会を開会いたします。

開 議 宣 告

○議長(北猛俊君) 直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指定

○議長(北猛俊君) 日程第1、会議録署名議員の指定を行います。

本定例会の会議録署名議員には会議規則第119条の規定により、

大 栗 民 江 君
天 日 公 子 君
千 葉 健 一 君
覚 幸 伸 夫 君
今 利 一 君
大 橋 秀 行 君
横 山 久 仁 雄 君
宍 戸 義 美 君

以上8名の諸君を指定いたします。

なお、本日の署名議員には

大 栗 民 江 君
天 日 公 子 君

を御指名申し上げます。

諸 般 の 報 告

○議長(北猛俊君) 事務局長をして、諸般の報告をいたさせます。

事務局長藤原良一君。

○事務局長(藤原良一君) -登壇-

議長の諸般の報告を朗読いたします。

市長より提出の事件、議案第1号から議案第16号、認定第1号から認定第10号及び報告第1号から報告第6号、以上32件につきましては、あらかじめ御配付のとおりでございます。

議案第17号及び諮問第1号につきましては、本日ご配布のとおりでございます。

次に、議会及び監査委員より提出の事件につきましては、本日御配付の議会側提出件名表に記載のとおり、議

長にそれぞれ提出がございました。

このうち調査終了いたしました事件につきましては、報告書として配布のとおりでございます。

次に、市長より行政報告の申し出があり、その概要につきましては、本日配付のとおりでございます。

次に、議長の報告でございますが、閉会中の主な公務につきましては、議長報告といたしまして、本日配付のとおりでございます。

朗読は慣例により省略させていただきます。

次に、本定例会の説明員につきましては、別紙名簿として配付のとおりでございます。

最後に、本日の議事日程につきましても、お手元に配付のとおりでございます。

以上でございます。

日程第2 会期の決定

○議長(北猛俊君) 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の運営に関し、議会運営委員会より報告を願います。

議会運営委員長菊地敏紀君。

○議会運営委員長(菊池敏紀君) -登壇-

議会運営委員会より、9月2日に告示されました、平成21年第3回定例会が本日開催されるに当たりまして、9月4日に議会運営委員会を開催し、審議いたしました結果について御報告を申し上げます。

本定例会に提出されました事件数は、43件でございます。

うち議会側提出事件は9件で、その内訳は、事務調査報告3件、都市事例調査報告1件、特別委員会報告1件、例月出納検査結果報告4件でございます。

市長よりの提出事件は34件で、その内訳は、予算4件、条例9件、条例廃止1件、決算10件、人事2件、報告6件、その他2件でございます。

事件外といたしまして、市長の行政報告及び議長報告がございます。

次に、運営日程について申し上げます。

本会議第1日目の本日は、会期の決定後、市長の行政報告を受け、次に、所管事項に関する委員会報告、都市事例調査報告、特別委員会報告、監査委員報告を受けます。

次に、議案第17号及び諮問第1号の審議を願い、次に、報告第1号から報告第6号の報告を受け、次に、議案第15号の審議を行います。

次に、認定第1号から認定第10号、平成20年度各会計決算認定につきましては、議会運営委員会において、議員16名による決算審査特別委員会を本日設置し、閉会

中審査を願うことで申し合わせをしております。

次に、議案第1号から議案第14号及び議案第16号の提案説明を受け、第1日目の日程を終了いたします。

9月10日、11日は議案調査のため、9月12日、13日は休日のため、それぞれ休会いたします。

本会議第2日目の9月14日、第3日目15日は、市政に関する一般質問を行い、これを終了いたします。

9月16日、17日は議案調査のため、それぞれ休会いたします。

本会議第4日目、9月18日は、議案第1号から議案第14号及び議案第16号の審議を願いますが、そのうち、議案第12号、富良野市公共下水道に関する条例の一部改正、議案第13号、富良野市水道事業給水条例の一部改正、議案第14号、富良野市簡易水道事業給水条例の一部改正につきましては、上下水道条例等審査特別委員会を設置し、これに付託し、閉会中審査を願うことで申し合わせをしております。

最後に、追加議案のある場合は、順次審議を行い、閉会中の諸手続をいたしまして、本定例会を終了いたします。

次に、議案外の運営につきまして申し上げます。請願、意見案、調査等の提出につきましては9月14日、日程終了時までとすることで申し合わせをしております。以上、平成21年第3回定例会の会期は、本日9月9日から9月18日までの10日間とすることで委員会の一致を見た次第であります。

議員、理事者各位の御協力を賜りますようお願いを申し上げます。議会運営委員会からの報告といたします。

○議長（北猛俊君） お諮りいたします。

ただいま委員長より報告のとおり本定例会を運営し、会期は9月9日から9月18日までの10日間とし、うち10日から11日まで、16日から17日までは議案調査のため、12日から13日までは休日のため、それぞれ休会いたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北猛俊君） 御異議なしと認めます。

よって本定例会の会期は、ただいまお諮りのとおり、本日から10日間と決定いたしました。

行 政 報 告

○議長（北猛俊君） この際、あらかじめ申し出のありました市長の行政報告に関する発言を許可いたします。

市長能登芳昭君。

○市長（能登芳昭君） -登壇-

平成21年第3回市議会定例会行政報告について、議長のお許しをいただきましたので、行政報告をいたします。

一つ、根室本線の運行体系改善に関する要請についてであります。

滝川市、赤平市、芦別市、富良野市、南富良野町で構成する根室本線対策協議会会長として、8月の21日に、北海道旅客鉄道株式会社に対し、根室本線の運行体系の確保、臨時列車の継続、充実、地域観光資源の一層の活用などについて要請をいたしました。

2、地上デジタル放送局の開局状況についてであります。市内の地上デジタル放送について、中富良野町に設置されました富良野中継局では、去る9月1日より民放4局の試験電波の発射が開始されました。

本年10月には開局が予定されており、放送エリアとなる富良野盆地及び山部地区におきましては、NHK総合、教育、並びに民放4局のすべての放送が、地上デジタル放送による受信が可能となる予定であります。

また、布礼別、麓郷地区並びに東山地区におきましては、NHK麓郷中継局が去る7月29日、同東山中継局が8月の12日に開局され、NHK総合及び教育の地上デジタル放送が開始されております。

今後、同地区の民放4局につきましては、平成22年度に市が事業主体となり、麓郷及び東山中継局の整備を実施し、地上デジタル放送に向けた市内の中継局整備がすべて完了する予定であります。

以上であります。

○議長（北猛俊君） 以上で市長の行政報告を終わります。

日程第3 所管事項に関する委員会報告

○議長（北猛俊君） 日程第3、前回より継続調査の所管事項に関する委員会報告を議題といたします。

本件に関し、順次委員長の報告を求めます。

初めに、調査第1号について、総務文教委員長岡本俊君。

○総務文教委員長（岡本俊君） -登壇-

総務文教委員会より、調査第1号、市民参加手続きについての調査経過について報告いたします。

本委員会では、本市の市民参加手続きの取り組みと、手続きの根拠とされる富良野市情報共有と市民参加のルール条例、以下ルール条例と呼ばさせていただきますが、の運用について、担当部局に資料の提出と説明を求め、調査を進めてまいりました。

この条例については、平成16年第4回定例会で、富良野市情報共有と市民参加のルール条例審査特別委員会に付託され、平成17年第2回定例会で可決し、同年7月より施行された条例であります。

ルール条例は、情報の共有と市民参加の手続きに関し必要な事項を定めることにより、住んでよかったという

実感できるまちを市民と市がともに考えつくり上げることを目的にし、まちづくりに必要な情報の共有と市の仕事に対する市民参加の手続きを定め、その実施を市に義務づけることにより、市民参加の機会を保障することによって、市民によるまちづくりを実践するために制定されたものであります。

具体的には、市民参加手続きの対象となるべき事業及び市民参加の方法をはじめとし、やむを得ず市民参加手続きを省略する場合の方法についても規定し運用されているほか、富良野市市民参加制度調査審議会を設置し、ルール条例の運用状況点検しており、この点検の結果、本年3月第1回定例会において条例見直しの規定を、これまで3年を超えない範囲とするとところを、3年ごとに改正し現在に至っております。

また、市民周知の状況に関しては、ルール条例の市民参加パンフレットを作成し配布しており、市民はまちづくりのオーナー、情報は市民のもの、を合言葉に市が積極的に情報公開することとしているほか、市民参加の対象となる市の仕事を6つに定義し、一つの仕事に対し複数の手続きを行うことも可能であります。

これまで市民参加手続きの実施は、平成17年度に23件の市の仕事を対象として始まり、平成20年度まで、延べ対象は86件になっており、これらに対し実施された市民参加の手続きの数は、平成20年度まで延べ148件に上がっており、この市民参加手続きの実施数に対する市民参加の延べ参加数は、アンケートの数も含め、4,464名となっておりますが、意見提出が行われたものは23件となっているほか、市民参加手続きが省略された市の仕事は13件となっております。

委員会では、市民参加手続きの前提となる情報提供に関すること、市民参加における状況など、二つに区分し意見交換を行いました。

情報提供に関する意見交換については、情報が提供されるべき市の仕事の数が少ないと思われること。

提供される情報が少ないのか、あるいは情報過多になっていることはないのか。

市の部署間で情報提供の内容や対象となる市の仕事の尺度がことなるのではないのか。

市に限らず、他の行政機関が持つべき情報も提供すべきなど、ルール条例に限らず、市の情報提供の方法について意見交換が行われることとなりました。

特に議論が集中したのは、情報提供の時期について。提供されるべき情報が、市の意思形成の前の段階か、市の具体的な方針が決定された後か、など意見が分かれておりました。

この情報提供の時期について長所短所があり、例えば、市の意思形成前の段階において情報提供は、その情報の内容によっては市民に不安を招くなど、短所はある反面、

市民の考えを早くから知ることができるなど、長所が考えられる。

具体的な方針の決定後に情報提供を行った場合には、内容にもよるが、市民の意見反映が難しくなる場合があると推測される反面、具体的な情報を詳細に提供することができるなど、長所があるものと思われる。

このことから、後述する市民参加手続きを考慮した時期に、情報提供を行う必要があるものと考えられる。

また、市民参加手続きの状況については、さきに述べたとおり、市民参加手続きに関しては次のような意見交換が行われました。

議会における議案や予算で提案されるにもかかわらず、市民参加手続きが行われなかった例から、市民参加手続きの対象となる市の仕事の範囲とは。

市民参加手続きが行われなかった仕事、その仕事を包含する全体計画について、市民参加手続きを必要とするの違ひについて。

市民参加手続きについて、市民の意見反映が難しい市民参加手続きの時期や、市民の意見反映を難しくさせているのではないのか。

市民全体が市民参加手続きについて関心がないのでは、市民が意見提出をちゅうちょやあきらめているなど、市民参加手続きの対象となるべき市の仕事、市民参加手続きに対する市の姿勢、市民の姿勢、市の仕事と関係する民間の事業に関する市民参加手続きのあり方などについて、多様な意見が出されました。

これらの意見交換の結果、ルール条例の制定後4年しか経過していないことから、ルール条例や市民参加手続きの考え方や目的が少しずつ行政や市民に定着しているものの、定着している範囲が限られていると推測されることから、市民参加手続きの効果を発揮するためには、考え方や目的の一層の定着は望まれる一方、具体的な運用においては、富良野市市民参加制度調査審議会において検討願うなど、市民の意見が反映させることが可能な時期に、市民参加手続きを実施することについて工夫されたいと、意見の一致を見た次第であります。

以上、総務文教委員会より報告にかえささせていただきます。

失礼いたしました。

意見の提出を23件と言いましたが、33件にご訂正願いたいと思います。

以上です。

○議長（北猛俊君） ただいまの報告に関し、御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北猛俊君） ないようですので、以上で総務文教委員長報告を終わります。

次に、調査第2号について、保健福祉委員長千葉健一

君。

○保健福祉委員長（千葉健一君） -登壇-

保健福祉委員会より、平成21年度第2回定例会において継続調査の許可を得ました、調査第2号、児童福祉についての調査経過について御報告を申し上げます。

本委員会は、担当部局より資料の提出並びに説明を求め、特に児童虐待防止対策と、こども通園センターに対する調査を進めてきたところであります。

委員会においては、なぜ虐待が起きるのかなど意見の交換を進めてまいりました。

本市における児童虐待防止対策については、富良野市要保護児童対策地域協議会を設置し、関係機関と連携して対応しており、また、こども通園センターについては、障がい児の早期療育事業として必要な相談、支援及び発達支援を行っているところであります。

今後は、先進都市の事例調査を実施し、児童福祉に関する調査をさらに深めたいことから、今回は中間報告とし、継続調査を求めるものであります。

以上で保健福祉委員会からの報告を終わります。

○議長（北猛俊君） ただいまの報告に関し、御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北猛俊君） お諮りをいたします。

調査第2号についての委員長報告は中間報告であり、継続調査を要することとあります。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北猛俊君） 御異議なしと認めます。

よって調査第2号については、継続調査とすることに決しました。

以上で保健福祉委員長の報告を終わります。

次に、調査第3号及び都市事例調査について、経済建設委員長東海林剛君。

○経済建設委員長（東海林剛君） -登壇-

本委員会は、第2回定例会において許可を得ました、農業担い手対策について所管の経済部に資料の提出と説明を求め、本市の農業担い手対策の取り組みについての現状の把握に努め、さらに先進地における都市事例調査も実施するなど、より実効性のある担い手対策について調査を進めてまいりました。

都市事例の調査地は、鹿追町、幕別町、平取町、恵庭市で、調査後の委員会で調査をもとに意見交換を行いました。

いずれの町も農業者の高齢化が進み、若い後継者の不足が大きな課題となっており、担い手育成に緊張感を持って取り組んでいることが伝わってまいりました。

委員会では特に新規参入者への対応に意見が集中し、研修から就農、さらにその後のサポートなど、人を育て

る仕組みづくりが必要ではないか。

富良野のネームバリューは、他地域から比べると有利な条件にあり、より積極的に取り組むべきである。

ハードルを下げ支援をする専門の部署が必要である。住むところ、経営開始資金が過大であり、住居の確保と過大投資をしないで経営をスタートさせることが重要である。

担い手育成は、行政、JA、その他農業関連団体が一体化して進める必要があるなどの意見があり、また、農業後継者の経営者としての資質を高めるための研修事業のあり方や、経営継承も議論のたたき台として取り上げ、幅広く意見交換を行ってまいりました。

さらに新規参入で経営を開始した農業者3件、農家で研修中の新規参入希望者2件について、現地に伺い実態調査も行いました。

それぞれ就農に至った動機や目指す姿、資金力は多様であり、画一的な就農システムでは対応できないことを感じましたが、就農している3件とも地域に溶け込み、地域や富良野農業の有力な担い手として頑張っている姿は、調査を進める上で勇気付けられるものであります。

また、新規参入者の受け入れ姿勢について、行政とJAには温度差があり一体感が感じられなかったという率直な声もありました。

基幹産業である富良野の農業をどのような形でだれが担っていくのかは、農業だけの問題ではなく、一方の基幹産業である観光や雇用の面からも、富良野の経済にとって大きな課題であると考えます。

富良野販売農家戸数は平成20年で762戸から、25年には572戸になると推計されています。

これは経営不振だけではなく、後継者不在と経営者の高齢化が要因であり、富良野農業を支える担い手の育成は重要な行政課題であります。

本委員会として、課題の抽出や整理、方向性を見出すためには、さらに調査と議論が必要であることから中間報告とし、継続調査を求めるものであります。

引き続き都市事例調査について報告をさせていただきます。

非常に長い文章になっておりますので、できるだけ簡潔に要点をまとめて報告をさせていただきたいと思っております。

調査地につきましては、恵庭市、平取町、鹿追町、幕別町で、日程については7月6日から7月8日までの3日間で、委員6名で実施をいたしました。

まず最初に、恵庭にある道央農業振興公社であります。恵庭市にある財団法人道央農業振興公社は、平成17年に江別市、千歳市、恵庭市、北広島市の4市と、道央農業協同組合、千歳市開拓農業協同組合が母体となって設立されております。

公社の主な業務は担い手別の育成事業、農産物の生産調整事業、生産性の向上と安心・安全な農産物生産支援事業、農業労働力の確保と農業機械の効率化支援事業、酪農畜産関連委託事業の五つで、基幹産業である農業が地域経済の活性化に貢献する取り組みを支援する役割を担っています。

広域的な担い手対策の中心となるのが担い手アクションサポート事業で、現地調整員7名を採用し、四つの担い手支援センターを農協内に配置して、就農相談の全てにかかわることを一つの窓口で対応する、ワンストップ支援窓口を設置しております。

新規就農者には過大投資をさせないために、60歳代後半から70歳代の現役経営者からの、経営継承を目的とした研修を重要視しておりますが、そのためには現役経営者と新規就農者双方の支援体制が必要であるというふうに思います。

いくら農地集積のプランニングを進めても、思うように利活用が結びつかない現状を考えると、多くの問題がありますが、経営継承も一つの手だてであると感じた次第であります。

次に、平取町であります。平取町はニシパの恋人のブランド名で知られる平取トマトが有名で、162戸112ヘクタールで31億4,000万円を売り上げ、道内一の産地です。

このトマトの収益性の良さが新規参入の受け皿となっており、新規就農者7戸の総生産額は、1億3,000万円に上り企業誘致並みの金額となっております。

地域担い手育成センター、平成16年より平取町農業支援センターと名称を変えておりますが、平成10年より新規参入希望者の研修生の受け入れを行っております。

研修生の受け入れも選考があり、選考のポイントは就農に対する意欲、自己資金力、特に配偶者など家族の協力、年齢、これは40歳以下がポイントが高いということでもあります。

そして、非常に特徴的に思いましたのは、家族構成は家族数の多い方が有利ということでもあります。

これは就農に対する覚悟をはかる基準であるのかなというふうに考えます。

当然独身者は対象外ということになっています。

その選考に通れば研修初年は農家研修、2年目3年目は町の実践農場で栽培研修、3年目の秋に就農という流れになっております。

町の支援対策として、就農時に施設、機械の購入資金の2分の1を上限500万円で助成。

家賃の2分の1を上限1万5,000円で助成するなど手厚いものの、自己資金500万以上を参入条件としており、研修生としての選考段階から、就農開始まで高いハードルが設定されております。

平取町では新規参入の課題として、初期投資がトマトなど施設のため、3,000万円を想定しており多額である。

就農支援資金の借り入れにおける連帯保証人の確保、住宅の確保、農地の確保、就農希望者が少ない。毎年1戸は何とか新規就農を確保しているようであります。受け入れ農家の負担が大きい、の6点をあげています。

今後はハード、ソフト両面から支えていく体制が不可欠であるというふうに感じました。

次に、鹿追町であります。鹿追町は酪農と畑作が主体のまちですが、最近はキャベツ、アスパラなどの野菜にも力を入れ、また、いちご狩り、花摘み、そば打ちなど楽しみながら体験できる観光農園も人気があり、農業そのものが観光スポットと言えるような農村観光都市を体現しているまちという印象を受けました。

また農業に限らず、農業以外も対象にした産業後継者対策を町の事業として実施しており、特色は産業研修受け入れ事業で、女性専用の宿泊施設と交流施設を整備し、入居条件は、町の農業や商工業などに意欲を持って研修に取り組む、原則20歳以上の独身女性となっております。

平成10年からの研修修了者は108名で、19名が結婚し定住にいたっており、花嫁対策としても効果が上がっているとのことでありました。

課題は受け入れ事業主と若者たちが、生活習慣の違いをどう理解し合い、どう対応するかということのようでもあります。

最後に幕別町であります。幕別町農業振興公社は、平成14年に幕別町、JA幕別、JA札内、JA忠類、JA帯広大正の、1町4JAで設立され、事業内容は担い手育成確保、農地流動化対策、農業情報システムの構築の三つがあります。

職員は町から3名、JA2名、そのほか非常勤職員1名、担い手専門のアドバイザー1名で運営しております。特徴的なのは、平成7年に開設された担い手育成システムと言える、まくべつ農村アカデミーの取り組みで、農業に対する習熟度に応じて三つのコースが用意されており、30歳から40歳程度の中堅農業者を対象としたリーダー研修、新規学卒者やUターン、後継者の配偶者すなわち奥さんをも対象としたニューファーマー研修、新規参入者を育成するためのニューファーマー研修に分かれています。

町独自の制度資金である、ゆとりみらい資金は、既存後継者200万円、新規参入者500万円を無利子で10年償還で貸し付けております。

現在イチゴ農家として独立している、瀬尾農場でお話を伺ってまいりましたが、ハウスや機械を中古で譲り受け農地面積も2.3ヘクタールと小規模に抑え、初期投資を少なくして安定経営にめどをつけたとのことで、自信

のほどが伺われました。

ゆとりみらい資金が非常にありがたかったとのことで、資金面での優遇措置が効果的な印象を受けました。

一方、新規参入対象のフロンティアコースの実績として、開校以来延べ入校者数43名に対し修了者8名と少なく、ここ数年は修了者はいないという実態もあります。途中で挫折に至る要因として、まず、資金面、描いていた農業という仕事への認識の違い、労働がきつい、などで農業に対する理想と現実の乖離があると感じさせられました。

以上概略を申し上げ経済建設委員会の報告とさせていただきます。

○議長（北猛俊君） ただいまの報告に関し、御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北猛俊君） お諮りをいたします。

調査第3号についての委員長報告は中間報告であり、継続調査を要することです。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北猛俊君） 御異議なしと認めます。

よって調査第3号については継続調査とすることに決しました。

以上で所管事項に関する委員会報告を終わります。

日程第4 議会改革特別委員会報告

○議長（北猛俊君） 日程第4、前回より継続調査の議会改革特別委員会報告を議題といたします。

本件に関し委員長の報告を求めます。

議会改革特別委員長東海林剛君。

○議会改革特別委員長（東海林剛君） -登壇-

議会改革特別委員会よりご報告申し上げます。

本委員会は平成21年第1回定例会において、議会の持つ機能を駆使し住民の負託にこたえるためには、さらなる改革が必要との判断から再設置され、委員として全員が再任されたところであります。

前期2年の間、議会告知ポスターの掲示、議会ホームページの開設、議会広報の読みやすい紙面づくり、ラジオによる議会放送の実施を見ることができました。

また、反問権、住民参加と説明責任、議員の政治倫理の明確化、委員会の公開促進、議員による政策討論、議員定数、議会基本条例など、今後に向けた課題の整理がされました。

本年第1回定例会からスタートしたラジオ市議会は、引き続き第2回定例会でも放送が行われ、放送内容に対するアンケートを実施いたしました。

第1回定例会では、はがき、今回は、チラシを全戸配

布しファクスで回答をいただくことといたしました。

回答は43件と予想を大きく下回りましたが、放送の認知度においては、前回調査と比較すると、ラジオ放送が45%から90%、インターネット放送が12%から70%と向上しています。

意見要望については12件の回答が寄せられました。

わかりやすく伝えていて工夫されていると思う。

印刷物とは違って、生の声、息遣いなどが伝わり審議に対する真剣さを感じる。

という声の一方、シナリオどおりの答弁調整が行われているのではないかと。

議論のやりとりが芝居のようでリアリティーがない。

インターネット放送は全部動画で配信して欲しい。

富良野市の公式ホームページから聞ける方がよい。

議会の言葉は専門的で私たち主婦にはわかりません。

という声も寄せられており、今後の参考にしてまいりたいと思います。

広聴広報活動の中で残された大きな課題である議会報告会などの住民対話については、7月14日麻町連合会において開催し、議会改革特別委員会の取り組みを中心に報告し、また議会のあり方などについて率直な御意見をいただくことができ、議会が、住民の皆さんと直接対話することの意義を改めて感ずることができました。

次回については、北の峰連合会と9月28日開催の予定です。

現在のところ、本委員会でモデル的に実施しておりますが、できる限り早い段階で、議員全員による本来の議会報告会に移行してまいりたいと考えております。

議会は住民の代表機関であり、議会改革は、代表機関としてあるべき議会の機能を高める取り組みで、議員18名の全員の共通課題であります。

今後とも一層の御協力を心からお願い申し上げます、中間報告といたします。

○議長（北猛俊君） ただいまの報告に関し、御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北猛俊君） お諮りをいたします。

ただいまの委員長報告は中間報告であり、継続調査を要することです。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北猛俊君） 御異議なしと認めます。

よって本件については継続調査とすることに決しました。

以上で議会改革特別委員長の報告を終わります。

日程第5 監査委員報告

○議長（北猛俊君） 日程第 5、監査委員報告を議題といたします。

報告は例月出納検査結果報告、平成 21 年度 5 月分 1 件…もとい平成 20 年度 5 月分 1 件、平成 21 年度 5 月分から 7 月分の 3 件であります。

本報告 4 件に関し、御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北猛俊君） ないようですので、本報告を終わります。

日程第 6

議案第 17 号 富良野市公平委員会委員の選任
について

○議長（北猛俊君） 日程第 6、議案第 17 号、富良野市公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長能登芳昭君。

○市長（能登芳昭君） -登壇-

議案第 17 号、富良野市公平委員会委員の選任について御説明申し上げます。

富良野市公平委員会委員の天内繁氏は、平成 21 年 10 月 11 日をもって任期満了となりますので、引き続き富良野市公平委員会委員に選任いたしたく、地方公務員法第 9 条の 2 第 2 項の規定に基づき、議会の同意を求めます。

なお、天内繁氏の経歴につきましては別紙のとおりでございますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（北猛俊君） これより本件の質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北猛俊君） ないようですので、本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件選任について同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北猛俊君） 御異議なしと認めます。

よって本件は、選任に同意することに決しました。

日程第 7

諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦につ
いて

○議長（北猛俊君） 日程第 7、諮問第 1 号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長能登芳昭君。

○市長（能登芳昭君） -登壇-

諮問第 1 号、人権擁護委員候補者の推薦について御説明申し上げます。

本件は、本市の人権擁護委員東所榮子氏は、平成 21 年 12 月 31 日をもって任期満了となりますので、後任に荒木美恵子氏を人権擁護委員候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。

なお、荒木美恵子氏の経歴につきましては、別紙のとおりでございますのでよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（北猛俊君） 本件について御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

お諮りをいたします。

本件について推薦することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北猛俊君） 御異議なしと認めます。

よって本件は適任と認めることに決しました。

日程第 8

報告第 1 号 平成 20 年度健全化判断比率につ
いて
報告第 2 号 平成 20 年度に資金不足比率につ
いて

○議長（北猛俊君） 日程第 8、報告第 1 号から報告第 2 号まで、以上 2 件を一括して議題といたします。

本件 2 件につき、順次説明を求めます。

副市長石井隆君。

○副市長（石井隆君） -登壇-

報告第 1 号、平成 20 年度健全化判断比率について御報告申し上げます。

平成 20 年度の富良野市の健全化判断比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定に基づき、監査委員の意見書を添付し別紙のとおり御報告申し上げます。

報告第 2 号、平成 20 年度資金不足比率について御報告を申し上げます。

平成 20 年度の富良野市の資金不足比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定に基づき、監査委員の意見書を添付し、別紙のとおり御報告申し上げます。

以上でございます。

○議長（北猛俊君） 本件 2 件について御発言ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北猛俊君) ないようですので、以上で本件2件の報告を終わります。

日程第9

報告第3号 株式会社富良野振興公社の経営状況について

報告第4号 株式会社ふらの農産公社の経営状況について

報告第5号 株式会社空知川ゴルフ公社の経営状況について

○議長(北猛俊君) 日程第9、報告第3号から報告第5号まで、以上3件を一括して議題といたします。

本件3件につき、順次説明を求めます。

副市長石井隆君。

○副市長(石井隆君) ー登壇ー

報告第3号、株式会社富良野振興公社の経営状況について御報告申し上げます。

株式会社富良野振興公社の平成20年度の事業並びに決算状況及び平成21年度の事業計画につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別冊のとおり御報告を申し上げます。

次に、報告第4号、株式会社ふらの農産公社の経営状況について御報告を申し上げます。

株式会社ふらの農産公社の平成20年度の事業並びに決算状況及び平成21年度の事業計画につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別冊のとおり御報告を申し上げます。

次に、報告第5号、株式会社空知川ゴルフ公社の経営状況について御報告を申し上げます。

株式会社空知川ゴルフ公社の平成20年度の事業並びに決算状況及び平成21年度の事業計画につきまして、別冊のとおり御報告を申し上げます。

以上でございます。

○議長(北猛俊君) 本件3件について、御発言ございませんか。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北猛俊君) ないようですので、以上で本件3件の報告を終わります。

日程第10

報告第6号 専決処分報告について

日程第10、報告第6号、専決処分報告についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

副市長石井隆君。

○副市長(石井隆君) ー登壇ー

報告第6号、専決処分報告について御説明を申し上げます。

本件は、地方自治法第179条第1項の規定により、去る8月24日付をもちまして、平成21年度富良野市一般会計補正予算第7号につきまして専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

以下その内容について御説明を申し上げます。

議案第1号、平成21年度富良野市一般会計補正予算第7号は、歳入歳出それぞれ184万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を112億3,508万3,000円にしようとするものでございます。

以下その概要について歳出から御説明を申し上げます。6、7ページの中段でございます。

2款総務費は、8月に入り急激に患者数が増加している新型インフルエンザの感染による、行政機能の低下防止のため、予防策としてサージカルマスクや手袋等を備えるための、文具消耗機材及び印刷代、また、市役所本庁舎を初め、主な市の施設に配備する消毒用アルコール製剤などの医薬材料費で、54万円の追加でございます。

10款教育費は、同じく新型インフルエンザ対策として、児童生徒への感染拡大の予防のため、各小中学校に備えるサージカルマスクや手袋等の文具消耗機材及び印刷代、消毒用アルコール製剤などの医薬材料費で130万7,000円の追加でございます。

次に、歳入について御説明を申し上げます。

同じページの上段でございます。

11款地方交付税は、普通交付税で184万7,000円の追加でございます。

以上、平成21年度富良野市一般会計補正予算第7号の専決処分につきまして御報告を申し上げますが、よろしく御審議の上、承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長(北猛俊君) 本件について御発言ございませんか。

9番 番 戸 義 美 君。

○9番(戸義美君) 若干わからないところを御質問させていただきます。

7ページの、文具とか消耗品印刷代、これらはどういった形で発注というか必要性があるのかお尋ねいたします。

それともう一つ、専決処分の条文の中で第179条の第1項の規定により処分したと。

そしてそのことは、179条の第3項によってこれを報告するんだというこの流れについて、ちょっと理解をできない部分がございます。

これは179条の第3項の規定により専決したというこ

とであれば、これによって報告をし承認を求める。というふうなことになるのではないかというふうに思います。

179条の第1項が第3項ということで提案されるのではないのかなというふうに理解をいたしておりますが、もしかこの内容が違うとしたら、その内容を確認したいと思います。

それで私が、179条の第1項の内容の確認につきましては、議員定数にかかわる内容であって、時間がないとか暇がないかという内容ではないから、そういうことの解釈からいくと、いま議員定数の関係については富良野市は関係がない。ということになるわけではありますが、この1項の解釈というか1項の規定はどうなっているのか。

この二つだけお尋ねをいたします。

○議長（北猛俊君） 御答弁願います。

総務部長細川一美君。

○総務部長（細川一美君） 宍戸議員の御質問にお答えいたします。

それぞれ総務管理費並びに保健体育費の学校保健費等に関連する御質問かというふうに思います。

今回それぞれ予算にしておりますこのインフルエンザ対策にかかわる予算部分につきましては、文具消耗器材及び印刷代、さらには医薬材料費という形で計上させていただきます。

この件につきましては、8月24日に富良野市の新型インフルエンザ対策本部を設置いたしまして、市民の生活あるいは要請運営の停滞、こういったことを回避すべきという判断から、本部を設置しながら、それぞれ、患者の増大、こういった感染防止を抑える意味合いからですね、専決処分という形でさせていただいたところでございます。

それぞれ、この文具消耗器材及び印刷代、さらには医薬材料等につきましては、発生状況を含めながら、市の職員数あるいは生徒数等々を含めながら、必要量等について算定をさせていただいたところでございます。

文具消耗器材印刷代といたしましては、不織布製のマスクさらには手袋手動用のアルコール噴霧器、こういったものが文具消耗器材印刷代となっております。

また、医薬剤料等については手指消毒用アルコール製剤、さらには物品の消毒剤。

こういったものがそれぞれの今回の専決処分として必要な事務として計上させていただいたところでございます。

それぞれ専決処分を持ちまして、それ以降、順次市内を含めまして関係する医薬機関等々に発注業務を終えながら、順次それぞれの施設等に配置をさせていただいているという状況でございます。

以上でございます。

もう1点第179条第1項の件でございますけれども、この件につきましては、普通公共団体等で議会が成立しないという場合において、緊急を要する場合での時間的余裕がないということから、今回の専決処分に当たりましては、市民の生活性、こういったことを十分重視した中で、緊急性を要するという判断のもとで専決処分をさせていただいたところでございますし、また、もう1点はこの会議の報告という部分については第3項におきまして、地方公共団体等においては次の議会において議会に報告をするという文でございますので、本議会において提案をさせていただいたという内容でございます。

以上でございます。

○議長（北猛俊君） よろしいですか。

9番宍戸義美君。

○9番（宍戸義美君） 薬品等の関係につきましては了承いたしました。

1項と3項のこの取り扱いの関係であります。3項については、今回は緊急を要するから3項で適当だというふうに思いますが、1項については先ほども申し上げましたように、議員定数が2分の1に達していない議会の状況である場合に適用するのが第1項だと。

現在は、議員定数が18名が議員定数でございまして、存在している議員が18名でありますから、当然この1項には該当しないというふうな解釈でございます。

その判断を求めます。

○議長（北猛俊君） 御答弁願います。

総務部長細川一美君。

○総務部長（細川一美君） 再質問にお答えいたします。

同じような御答弁になろうかと思っておりますけれども、第1項の中ですら、処分を行った場合の項が緊急性とか時間的余裕という部分の項でございます。

それで前2項の規定において処置がされた場合においては、次の議会に報告をするというのが第3項にあるということで御理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（北猛俊君） よろしいですか。

9番宍戸義美君。

○9番（宍戸義美君） 地方自治法は、ここにも書いてありますように、22年の年次でこれが制定されてございます。

1項の規定は、部長が解釈しているのと、ちょっと人の解釈の幅があるかと思っておりますが、答弁が違うというふうに思われます。

議長、これはちょっと精査していただきたいと思いません。

○議長（北猛俊君） 法解釈でございますので、ここで答弁調整のため暫時休憩いたします。

午前 10 時 59 分 休憩
午前 11 時 07 分 開議

○議長(北猛俊君) 休憩前に引き続き会議を開きます。
休憩前の議事を続行いたします。

9 番 宍戸義美君。

○9 番(宍戸義美君) 先ほど質問をいたし答弁をいただいております。

そのことで了解をいたします。

○議長(北猛俊君) そのほか本件について御発言ございませんか。

8 番 岡本俊君。

○8 番(岡本俊君) 専決の予算の中身なんです、学校保健費の中で医薬材料費ということですが、子供たちも含めたですね、手洗いをしなきゃいけないというふうに思うんですが、この今回のこの予算でどのぐらいの期間をですね、対応されてる予算なのか。

これは使い切った場合ですね、改めて方向性も考えなきゃいけないというふうに思いますが、この積算根拠についてお伺いいたします。

○議長(北猛俊君) 御答弁願います。

教育委員会教育部長伊藤和朗君。

○教育委員会教育部長(伊藤和朗君) 岡本議員のですね、質問にお答えをいたします。

今回配備しました医薬材料等のですね、どの程度の期間の配備かということでございますけれども、いま現在市内の児童生徒数、それから教職員総数は2,408人でございます。

ただ1日のですね、と言いますか1回の使用回数ですか、使用料によりましてですね、使用の期間、これはですねかなり異なってくるかなというふうには考えておりますけれども、今回は消毒液、それから薬用ハンドソープ等ですね、配付さしていただいております。

それぞれ3カ月から4カ月間程度ですね、使用できる量をですね、今回備蓄用も含めまして入る措置をしているところでございます。

なお、不足するというような場合につきましてはですね、このインフルエンザの感染状況、まだ現在発症はしてございませんが、各学校もまたですね、使用状況、これの推移を見ながら今後ですね、必要量と必要状況をですね、判断してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長(北猛俊君) よろしいですか。

8 番 岡本俊君。

○8 番(岡本俊君) では、運用方法については、学校だとか温度差が出てくると思うんですよね、この3カ月か4カ月の間に。

この間の調整というのはどういうふうにして、不足の

ないように調整していかなければいけないというふうに理解するんですが、その点はどうなんでしょう。

○議長(北猛俊君) 御答弁願います。

教育委員会教育部長伊藤和朗君。

○教育委員会教育部長(伊藤和朗君) はい、今回の配付ですね、各学校に既に消毒液、ハンドソープ等配付してございます。

いま、委員言われたとおりですね、1回の使用によってかなり量も異なってくる部分があります。

基本的に教育委員会の方から各学校の方におきましてですね、例えば、ハンドソープの場合は外から戻った場合ですとか、それからですね、登校の際ですとかですね、それから、消毒液につきましては登校の際に1日1回ですとか。

ある程度使用基準を定めてですね、各学校の方に通知をさせていただいております。

それに沿いましてですね、おおよそ大体3カ月から4カ月間程度はですね、持つものというふうにはですね、判断をしているところでございます。

以上です。

○議長(北猛俊君) よろしいですか。

8 番 岡本俊君。

○8 番(岡本俊君) 学校間での温度差があると、その辺をどう調整していくのかということなんです。

A という学校で、使用頻度がいま言われたように、指導、こういうふうにしなさいというふうな形で、いま言われたような、使用方法は指導してるというような話ですが。

それにしても温度差が出てきた場合ですね、学校間の調整ってのはどういうふうにする。つまり学校側から足りないよという場合は、教育委員会でストックして供給していくのか。

その辺の運用の方法についてお伺いいたします。

○議長(北猛俊君) 御答弁願います。

教育委員会教育部長伊藤和朗君。

○教育委員会教育部長(伊藤和朗君) 確かに学校間によりましてはですね、使用の期間、使用の量もですね異なってくるかと思えます。

各学校には既に備蓄の部分も配置してございますけれども、不足するような場合にはですね、教育委員会の方ですね、在庫、在数等をですね、判断しながら、各学校間でもって調整も含めてですね、取り扱ってまいりたいというふうに考えてます。

以上です。

○議長(北猛俊君) その他御発言ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ないようですので、お諮りをいたします。

本件について承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北猛俊君) 御異議なしと認めます。
よって本件は承認することに決めます。
ここで10分間休憩いたします。

午前11時12分 休憩

午前11時22分 開議

○議長(北猛俊君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第11

**報告第15号 富良野市表彰条例に基づく表彰
について**

○議長(北猛俊君) 日程第11、議案第15号、富良野市表彰条例に基づく表彰についてを議題といたします。

本件について説明を求めます。

市長能登芳昭君。

○市長(能登芳昭君) -登壇-

議案第15号、富良野市表彰条例に基づく表彰について御説明を申し上げます。

本件は、富良野市表彰条例に基づき、来る11月3日、文化の日に8名の方々の功労を表彰いたしたく、条例第3条の規定に基づき、議会の同意を求めます。

はじめに、条例第3条第1号自治の振興発展に功績顕著な方は、富良野市選挙管理委員会委員を長年にわたり務められております、藤田稔氏と堀川真理氏。

富良野消防団員を長年にわたり務められております、玉手英信氏。

統計調査員を長年にわたり務められております、伊原一三氏と井村久美子氏でございます。

次に、条例第3条第2号、産業経済の振興発展に功績顕著な方といたしまして、有限会社井上農産取締役の井上一雄氏でございます。

次に、条例第3条第3号、保健、医療、福祉、環境の向上に功績顕著な方といたしまして、学校歯科医を長年にわたり務められております、高川博敏氏と学校薬剤師を長年にわたり務められております、岡田正俊氏でございます。

以上8名の方々は、それぞれ各分野において活躍され大きな足跡を残されており、その功績に対し表彰をしようとするものでございます。

条例該当条項、年齢功績の概要、詳細につきましては、議案第15号関係資料として配付してございますので、ご参照願いたいと存じます。

以上、よろしく御審議の上、議員各位の御理解と御賛

同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(北猛俊君) これより本件の質疑を行います。
質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北猛俊君) なければ以上で議案第15号の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本表彰について同意することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北猛俊君) 御異議なしと認めます。

よって本件は、お諮りのとおり表彰に同意することに決しました。

日程第12

認定第1号 平成20年度富良野市一般会計歳入歳出決算の認定について

認定第2号 平成20年度富良野市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第3号 平成20年度富良野市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第4号 平成20年度富良野市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第5号 平成20年度富良野市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第6号 平成20年度富良野市公設地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第7号 平成20年度富良野市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第8号 平成20年度富良野市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第9号 平成20年度富良野市水道事業会計決算の認定について

認定第10号 平成20年度富良野市ワイン事業会計決算の認定について

○議長(北猛俊君) 日程第12、認定第1号より、認定第10号を一括して議題といたします。

提案者の説明を求めます。

副市長石井隆君。

○副市長(石井隆君) -登壇-

認定第1号、平成20年度富良野市一般会計歳入歳出決算。認定第2号、平成20年度富良野市国民健康保険特別会計歳入歳出決算。認定第3号、平成20年度富良野市介護保険特別会計歳入歳出決算。認定第4号、平成20年度富良野市老人保健特別会計歳入歳出決算。認定第5号、平成20年度富良野市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算。認定第6号、平成20年度富良野公設地方卸売市場

事業特別会計歳入歳出決算。認定第7号、平成20年度富良野市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算及び、認定第8号、平成20年度富良野市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明を申し上げます。

本件は地方自治法第233条第3項の規定に基づき、平成20年度各会計歳入歳出決算について認定を受けようとするものでございます。

決算及び決算説明書には、監査委員の意見書を添付し別冊のとおり提出した次第でございます。

内容の説明につきましては省略させていただきますが、よろしく御審議の上、認定賜りますようお願いを申し上げます。

認定第9号、平成20年度富良野市水道事業会計決算及び、認定第10号、平成20年度富良野市ワイン事業会計決算の認定について御説明を申し上げます。

本件は地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、平成20年度の富良野市水道事業会計及び富良野市ワイン事業会計の決算について認定を受けようとするものでございます。

決算書には監査委員の意見書並びに附属書類を添付し、別冊のとおり提出した次第でございます。

内容の説明につきましては省略させていただきますが、よろしく御審議の上、認定賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（北猛俊君） お諮りいたします。

本件10件は、さきの議会運営委員長より報告のとおり、精査を要しますので、決算審査特別委員会を設置し、これに付託、閉会中継続審査といたしたいと存じます。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北猛俊君） 御異議なしと認めます。

よって本件は、ただいまお諮りのとおり決しました。ただいまお諮りをいたしました特別委員会委員につきましては、委員会条例第7条第1項の規定により、佐々木優君、宮田均君、広瀬寛人君、大栗民江君、千葉健一君、今利一君、岡本俊君、宍戸義美君、大橋秀行君、覚幸伸夫君、天日公子君、東海林孝司君、岡野孝則君、菊地敏紀君、東海林剛君、日里雅至君、以上16名の諸君を本職より指名申し上げます。

お諮りいたします。

ただいまの指名に御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北猛俊君） 御異議なしと認めます。

よってただいまお諮りのとおり決しました。

なお、本会議終了後、直ちに決算審査特別委員会をこの場において開催いたします。

日程第13

報告第1号～第14号、第16号（提案説明）

○議長（北猛俊君） 日程第13、議案第1号から議案第14号まで、及び議案第16号、以上15件を一括して議題といたします。

順次提案者の説明を求めます。

副市長石井隆君。

○副市長（石井隆君） 議案第1号、平成21年度富良野市一般会計補正予算について御説明を申し上げます。

このたび提案いたしました富良野市一般会計補正予算第8号は、歳入歳出それぞれ7,224万円を追加し、歳入歳出予算の総額を113億732万3,000円にしようとするものと、地方債の補正で変更が1件でございます。

以下その概要について歳出から御説明を申し上げます。

20、21ページでございます。

2款総務費は、富良野市国際交流事業補助金で22万円の追加でございます。

3款民生費は、認知症高齢者グループホームのスプリングラー整備に対する地域密着型サービス拠点等施設整備費補助金。老人福祉センターの耐震診断委託料、こども通園センター舗装工事費、障害児保育事業に要する臨時保育士賃金、子育て世代支援としての子育て応援特別手当支給事業費などで、4,022万3,000円の追加でございます。

22、23ページの下段でございます。

6款農林業費は、寄附を受けて実施する自然休養村管理センター改修工事費などで328万2,000円の追加でございます。

24、25ページ上段でございます。

7款商工費は、依然として厳しい経済情勢の中、事業者が最も景気の影響を受ける年末に向け、個人消費を拡大させることで市内経済を活性化させるため実施する、地域振興消費拡大推進事業補助金。市内観光施設の案内版整備に係る看板制作委託料などで、1,167万6,000円の追加でございます。

8款土木費は、道路舗装側溝改良工事費、国の地域活性化、経済危機対策事業の御料本通舗装改修工事費、財団法人市町村振興協会の助成を受けて実施する都市計画に関する研修会開催の一般事務費、住宅リフォーム促進事業補助金の追加から、地域活性化経済危機対策事業の東5条通歩道改修工事費の減額を差し引きいたしまして、795万5,000円の追加でございます。

26、27ページの中段でございます。

10款教育費は、財団法人ソプロチミスト日本財団社会ボランティア賞を受賞した布礼別小中学校の、代表児童生徒及び教諭の贈呈式派遣経費を補助する、財団法人ソプロチミスト日本財団顕彰贈呈式派遣補助金。

実施回数が増に伴う放課後子ども教室推進事業費、財団法人地域創造の助成決定を受け、NPO法人ふらの演劇工房が実施する自主事業に対する、地域の文化・芸術活動支援事業補助金、山部パークゴルフ場改修工事費などで、888万4,000円の追加でございます。

次に、歳入について御説明を申し上げます。

戻りまして12、13ページでございます。

1 款市税は、市民税個人の所得割、固定資産税の償却資産、軽自動車税及び入湯税の追加から、市民税法人の均等割と法人税割の減額を差し引きいたしまして、1,400万円の追加でございます。

10 款地方特例交付金は、地方特例交付金と特別交付金で340万9,000円の追加でございます。

11 款地方交付税は、普通交付税で9,330万6,000円の追加でございます。

15 款国庫支出金、国庫補助金の子育て応援特別手当交付金、子育て応援特別手当事務取扱交付金、地域介護・福祉空間…もとい、地域介護・福祉空間整備交付金、住宅・建築物耐震改修等事業費補助金、委託金の富良野地域事業調整等委託金で、3,023万2,000円の追加でございます。

16、17ページでございます。

16 款道支出金は、道補助金の障害者自立支援特別対策事業費補助金、放課後子ども教室推進事業費補助金、委託金のスクールソーシャルワーカー活用事業委託金の追加から、道補助金のスクールソーシャルワーカー活用事業補助金の減額を差し引きいたしまして、225万7,000円の追加でございます。

18 款寄附金は、農業費寄附金で300万円の追加でございます。

19 款繰入金は、国際交流基金繰入金、スポーツ振興基金繰入金、及び前年度決算に伴う介護保険特別会計繰入金の追加から、財政調整基金繰入金の減額を差し引きいたしまして、4,304万8,000円の減額でございます。

同じく18、19ページの中段でございます。

21 款諸収入は、雑入で農地集積推進事業委託金、地域の文化・芸術活動支援事業助成金、地域づくり研修会開催支援金、すこやかロード関連事業助成金の追加から、備荒資金組合交付金の減額を差し引きいたしまして、3,120万円の減額でございます。

22 款市債は、臨時財政対策債で、28万4,000円の追加でございます。

戻りまして6、7ページでございます。

第2条地方債の変更につきましては、第2表地方債補正に記載のとおり、臨時財政対策費に係る起債の限度額を、4億2,000万円から4億2,028万4,000円に変更しようとするものでございます。

以上、平成21年度富良野市一般会計補正予算について

御説明申し上げましたが、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

議案第2号、平成21年度富良野市国民健康保険特別会計補正予算について御説明を申し上げます。

このたび提案いたしました富良野市国民健康保険特別会計補正予算第1号は、歳入歳出それぞれ46万円を追加し、歳入歳出予算の総額を29億4,646万円にしようとするものでございます。

以下その概要について歳出から御説明を申し上げます。

8、9ページでございます。

1 款総務費は、職員の会計間移動等に伴う給与費に係る職員管理費で、36万円の追加でございます。

11 款諸支出金は、本年1月に施行された高額療養費特別支給金で、10万円の追加でございます。

次に、歳入について御説明を申し上げます。

戻りまして6、7ページでございます。

2 款国庫支出金は、高額療養費特別支給金の支給にかかわる特別調整交付金で、10万円の追加でございます。

8 款繰入金は、一般会計からの職員給与費等繰入金で、36万円の追加でございます。

以上、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

議案第3号、平成21年度富良野市介護保険特別会計補正予算について御説明を申し上げます。

このたび提案いたしました富良野市介護保険特別会計補正予算第1号は、歳入歳出それぞれ5,146万7,000円を追加し、歳入歳出の総額を17億2,976万7,000円にしようとするものでございます。

以下その概要について歳出から御説明を申し上げます。

8、9ページでございます。

4 款基金積立金は、介護保険給付費準備基金積立金で2,542万円の追加でございます。

6 款諸支出金は、平成20年度の介護給付費国庫負担金等精算償還金、平成20年度の介護給付費、事務経費等の確定に伴う、一般会計繰出金の精算で2,604万7,000円の追加でございます。

次に、歳入について御説明を申し上げます。

戻りまして6、7ページでございます。

8 款繰越金は、前年度繰越金で5,146万7,000円の追加でございます。

以上、平成21年度富良野市介護保険特別会計補正予算について御説明申し上げましたが、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

議案第4号、平成21年度富良野市ワイン事業会計補正予算について御説明を申し上げます。

このたび提案いたしました富良野市ワイン事業会計補正予算第1号は、収益的収入を510万円増額し4億4,110万円に、収益的支出を360万円増額し、4億3,940万円にしようとするものでございます。

以下その概要について御説明を申し上げます。

4、5 ページでございます。

収入の1 款ワイン事業収益は、直売による販売が好調であることから、営業収益 510 万円の増額でございます。支出の1 款ワイン事業費用は、収益的収入同様、直売による販売が好調であることから、営業費用の販売品購入費を 360 万円増額するものでございます。

以上よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

議案第 5 号、政治倫理の確立のための富良野市長の資産等の公開に関する条例の一部改正について御説明を申し上げます。

本件は、証券取引法等の一部を改正する法律が平成 19 年 9 月 30 日に施行されたことに伴い、政治倫理の確立のための富良野市長の資産等の公開に関する条例中の、証券取引法の法律名称が金融商品取引法に改正となったこと、及び金銭信託が有価証券とみなされることになったことの 2 点から同条例中にある文言を改正しようとするものでございます。

改正の内容につきましては、第 2 条第 1 項第 5 号の金銭信託を削り、第 6 号中の証券取引法を金融商品取引法に改め、第 5 号を削ったことによる、6 号以下の号を 1 号ずつ繰り上げるものでございます。

なお、条例の施行日は公布の日からとしようとするものでございます。

以上よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

議案第 6 号、富良野市特別職報酬等審議会条例の一部改正について御説明を申し上げます。

本件は地方自治法の一部を改正する法律が平成 20 年 9 月 1 日に施行されたことに伴い、議員の報酬の名称が、報酬から議員報酬と明確化されたことから、語句を改正しようとするもので、第 2 条中、報酬を、議員報酬に改めようとするものでございます。

なお、条例の施行日は公布の日からとしようとするものでございます。

以上よろしく御審議のほどをお願いします。

議案第 7 号、富良野市屋内水泳プール条例の廃止について御説明を申し上げます。

富良野市屋内水泳プールは市民の水泳の普及発展と心身の健全な発達に資するため設置されたところでございます。

平成 19 年 4 月より市民の健康と体力づくりを目的とした、富良野市中心街活性化センターに、その機能を移したことに伴い、富良野市屋内水泳プール条例を廃止するもので、廃止条例の施行日は公布の日からとしようとするものでございます。

以上よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

議案第 8 号、富良野スポーツセンター条例の一部改正について御説明を申し上げます。

本件は屋内水泳プール施設の 1 階部分を柔道、剣道、空手などが行えるサブアリーナに、2 階部分を親子スポーツや高齢者の体力づくり等として利用する軽運動室にそれぞれ改修し、また現スポーツセンターの 2 階部分にあった、柔剣道室を卓球室に変更しようとするため、条例を改正しようとするものでございます。

改正内容につきましては、富良野スポーツセンター利用料金を定める別表の個人利用の区分中、柔剣道室を卓球室に改め、専用利用区分においては、個人利用の区分と同様、柔剣道室を卓球室に改めるとともに、屋内水泳プールの改修する施設をサブアリーナと軽運動室として追加し、利用料金を設定するものでございます。

なお、改正条例の施行日は平成 22 年 4 月 1 日からとしようとするものでございます。

以上よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

議案第 9 号、富良野市屋外スポーツ施設設置条例の一部改正について御説明を申し上げます。

本件は、市民の水泳の普及発展と心身の健全な発達に資するため、利活用されてまいりました若葉屋外水泳プールが、屋内水泳プールと同様、富良野市中心街活性化センターへその機能を移したこと、加えて老朽化に伴い同プールを廃止しようとするもので、若葉屋外水泳プールの廃止に伴う富良野市屋外スポーツ施設設置条例及び、関連の富良野市公園条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正内容は施設の名称と位置を規定している条例第 2 条の表及び、利用料金を規定している別表第 2 より、それぞれ富良野市若葉屋外水泳プールを削除するものでございます。

なお、この改正条例の施行日は公布の日からとしようとするものでございます。

また、富良野市公園条例第 31 条中の屋外スポーツ施設にも、富良野市若葉屋外水泳プールの規定があることから、附則においてこれを削除しようとするものでございます。

以上よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

議案第 10 号、富良野市学童保育センター設置条例の一部改正について御説明を申し上げます。

本件は、学校保健法等の一部を改正する法律が平成 21 年 4 月 1 日施行されたことに伴い、富良野市学童保育センター設置条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正内容につきましては、休所日を規定している第 4 条第 1 項第 3 号中、学校保健法の法律名を学校保健安全法に改め、学校保健安全法の臨時休業の規定の条項移動に伴い、第 13 条を第 20 条に改めるものでございます。

なお、条例の施行日は公布の日からとしようとするものでございます。

以上よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

議案第 11 号、富良野市営住宅条例の一部改正について御説明を申し上げます。

本件は平成 19 年 4 月に、東京都町田市の都営住宅で暴力団員による立てこもり発砲事件が起きるなど、公営住宅における暴力団員の不法、不当行為など、さまざまな問題が発生していることから、市営住宅の入居者及び周辺住民の生活の安全と平穩の確保、市営住宅に対する信頼の確保を図るため、市営住宅から暴力団員を排除できるよう、関係条文の改正をしようとするものでございます。

以下その内容について条をおって御説明を申し上げます。

1 点目は、第 6 条の入居者の資格において、市営住宅に入居することができる者の条件に、法律に規定する暴力団員でないことの規定を加えるものでございます。

2 点目は、第 12 条の同居の承認と第 13 条の入居の承認においてその対象となるものが暴力団員であるときは、承認をしてはならないことを加えるとともに、第 12 条の同居の承認においては、入居決定後に入居者または同居者が出産した子は、同居の承認が必要ないとの規定を加えるものでございます。

3 点目は、第 14 条第 2 項及び第 16 条第 1 項第 2 号において文言の整理を行うものでございます。

4 点目は、第 40 条の住宅の明け渡し請求において、第 51 条の 3 の勧告に、市長の勧告に従わないときは、明け渡し請求ができることの規定を加え、条文配列と文言の整理を行うものでございます。

5 点目は、第 46 条の駐車場の使用者の資格において、入居者または同居者が暴力団員でないことの規程を加えるものでございます。

6 点目は、暴力団員を排除する規定を執行するため、警察署長の意見の聴取を行うことができる規定を第 51 条の 2 として新たに追加し、暴力団員であるかどうかについて警察所長からの意見を参考に、入居者に対して必要な措置をとるよう勧告することができる規定を第 51 条の 3 として追加規定するものでございます。

なお、この条例の施行日につきましては、平成 21 年 10 月 1 日から施行しようとするものでございます。

以上よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

議案第 12 号、富良野市公共下水道に関する条例の一部改正について御説明を申し上げます。

このたび提案いたしました公共下水道使用料の料金改定は、平成 2 年度の供用開始以来、初めての改定となりますが、下水道事業の運営は、処理人口の減少と節水等の影響により、使用料収益が伸び悩み、また老朽化する機器類の修繕や更新費用の増加、加えて、建設に要した地方債償還額が年々増加し、財政的に厳しい状況にござ

います。

汚水処理費に係る使用料収入の経費回収率は、平成 19 年度は 52.6%でしたが、平成 20 年度は 50.2%となり、平成 26 年度には 45.7%まで下がる見込みでございます。この間、下水道事業としては水道課との統合、系の統合、人員削減、車両や OA 機器類の削減、各種委託料削減等の経費節減及び、高金利起債の繰り上げ償還、借りかえ等に取り組み、健全運営に努めてまいりましたが、増え続ける元金償還額により事業運営は圧迫されているところでございます。

今後も快適で衛生的な生活環境の向上、快適な居住環境の形成、公共水域の水質改善を維持するためにも、汚水処理にかかる経費の半分を使用料金で負担願うべく、基本料金及び超過料金を 10%改定するよう提案するものでございます。

なお、条例の施行期日については、平成 22 年 4 月 1 日としようとするものでございますが、条例施行後最初の料金算定については平成 22 年 3 月検針分をもって料金を算定するため、4 月分については改正後の料金によらず、旧料金を適用しようとするものでございます。

以上よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

議案第 13 号、富良野市水道事業給水条例の一部改正について御説明を申し上げます。

このたび提案いたしました水道事業の料金改定は平成 13 年度に改定して以来となります。

給水人口の減少が進む中、収益的収支では、節水意識の向上により給水収益の減少が今後も続くことが予想され、加えて老朽化する機器類等の修繕費用の増加により、利益確保は難しい状況にございます。

また、資本的収支では、老朽管や機器類の更新費用の増加と、水源と排水地建設に要した起債の元金償還額の増加により、不足額が年々ふえ続け、結果補てんする内部留保資金が減っていく状況にございます。

この間水道事業としては、下水道課との統合、職員削減、各種経費の削減、高金利起債の繰り上げ償還等に取り組み、経営努力を行ってまいりましたが、起債の元金償還額は増加しており、経営が圧迫されているところでございます。

今後も安心安全な水の安定供給と健全な経営を維持していくため、基本料金及び超過料金を 11.5%改定するよう提案するものでございます。

なお、条例の施行期日については、平成 22 年 4 月 1 日としようとするものでございますが、条例施行後最初の料金算定については、平成 22 年 3 月検針分をもって料金を算定するため、4 月分については、改正後の料金によらず、旧料金を適用しようとするものでございます。

以上よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

議案第 14 号、富良野市簡易水道事業給水条例の一部改

正について御説明を申し上げます。

このたび提案いたしました簡易水道事業の料金改定は、平成 13 年度で水道料金と同一料金での改定をして以来となります。

当市の簡易水道施設は、道内においても 3 番目に多い施設が、市内 6 地区に点在しており、また機器類の老朽化も著しく修繕費の増加が見込まれております。

しかしながら、給水区域はそれぞれ小規模で広範囲に点在しており、給水人口が減少している中において、増収を求めることは厳しい状況にございます。

簡易水道事業として、職員削減や経費節減に取り組み、効率的な運営を図りながら経営努力を行ってまいりましたが、建設改良に要した起債の元利償還額が増加しており、経営が圧迫されているところでございます。

今後も安心・安全な水の供給と健全な運営を維持していくため、基本料金及び超過料金を水道料金と同じ 11.5%改定するよう提案するものでございます。

なお、条例の施行期日につきましては、平成 22 年 4 月 1 日としようとするものでございますが、条例施行後、最初の料金算定につきましては、平成 22 年 3 月検針分をもって料金を算定するため、4 月分については改定後の料金によらず、旧料金を適用しようとするものでございます。

以上よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

議案第 16 号、北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について御説明を申し上げます。

本件は、北海道市町村職員退職手当組合の組織団体である湧別町と上湧別町が平成 21 年 10 月 5 日に合併し、これに伴い、同じく組織団体の両湧別町学校給食組合が解散、脱退することから、地方自治法 286 条第 1 項の規定により、組合理約の一部変更の組織協議を行うものでございます。

組合理約の主な改正点といたしましては、別表、網走支庁管内の項中の、上湧別町、湧別町を削り、大空町の次に湧別町を加え、同表（網走）の項中、両湧別町学校給食組合を削るというものでございます。

附則につきましては、施行日を総務大臣の許可があったからしようとするものでございます。

以上よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（北猛俊君） 以上で提案説明を終わります。

日までは休日のため、それぞれ休会であります。

14 日の議事日程は当日配付いたします。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労様でした。

午前 11 時 53 分 散会

散 会 宣 告

○議長（北猛俊君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

10 日から 11 日までは議案調査のため、12 日から 13

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 21 年 9 月 9 日

議 長 北 猛 俊

署名議員 大 栗 民 江

署名議員 天 日 公 子